

愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会運営要領

(目的)

第1 この要領は、愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例（平成十四年愛知県条例第三号）第六条の規定に基づき、愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会)

第2 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）の不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障を生じると認められる場合

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(幹事会)

第3 協議会における調査審議を円滑に遂行するため、幹事で組織する幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長を置き、愛知県環境部地球温暖化対策監の職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

4 幹事会は、次の各号に定める事項について調査審議する。

(1) 総量削減計画案の作成に関すること

(2) その他協議会が必要と認める事項に関すること

5 幹事会は、必要に応じて幹事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。

7 第2の規定は、幹事会の会議について準用する。

(代理)

第4 委員に事故その他やむを得ない事情があるときは、委員の属する機関の職員又は委員の属する団体の役員若しくは職員を代理として協議会に出席させることができる。

2 前項の規定は、幹事会の運営について準用する。

(会議録)

第5 協議会及び幹事会の議事については、会議録を作成し、10年間保存するものとする。

(事務局)

第6 協議会及び幹事会に関する事務は、愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室において処理する。

附 則

この要領は、平成14年6月21日から施行する。ただし、第2の規定については、同年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月29日から施行する。